

# 富士市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成 29 年 3 月

富士市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 7 条の規定に基づき、富士市農業委員会における農地等の利用の最適化の推進に関する指針を下記のとおり定める。

## 1 耕作放棄地の解消について

(1) 耕作放棄地の解消目標 40 ha（うち再生目標 8.5 ha）

### 【目標設定の考え方】

関係機関・団体と連携し、管内耕作放棄地の早期の解消を目指す。

(2) 耕作放棄地解消のための具体的な内容

耕作放棄地の解消及び発生防止の呼びかけ、指導を行う。農業委員及び農地利用最適化推進委員による担当地区の現地確認を実施する。

## 2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 2404 ha

### 【目標設定の考え方】

管内農地面積の 8 割を担い手に集積する。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の制度を周知する。耕作放棄地となる危険性が高い農地について、積極的に農地利用集積を推進する。

## 3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1 経営体（単年度）

**【目標設定の考え方】**

少なくとも1年間1経営体の新規増加を目指し、担い手の育成・確保に向け、新規の掘り起こしを進める。

**(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法**

関係機関・団体と連携し、新規担い手の育成・確保に努める。